

【重要】

令和4年9月2日

教職員の皆さまへ

自然災害による休講措置が一部変更となりました

教育・学生生活委員会では、自然災害による休講措置について、従来のガイドラインを廃止し、新たに要項を制定しました（令和4年7月27日 教育・学生生活委員会 制定）。

以下 URL より、新たに制定された『自然災害による休講措置等に関する要項』をご確認ください。

<https://www.tuat.ac.jp/disaster/regulation.html>

なお、非常勤講師への周知は部局教務係から行い、学生への周知はWEB掲示板から、以下サイトを案内致します。

<https://www.tuat.ac.jp/disaster/notice.html>

<主な変更点>

1. 悪天候の場合（または悪天候が予想される場合）は、教職員及び学生が、基準時点（※2）において、気象庁ホームページや各種鉄道会社ホームページを確認し、休講の基準（※3）に当てはまるかを各自判断することとなります。
なお、休講の場合は大学ホームページ（<https://www.tuat.ac.jp/disaster/>）でもその旨を掲載しますが、場合によって掲載が大幅に遅れることもございますので、原則は上記のとおりご判断いただきますよう、お願いいたします。
2. 休講の基準に当てはまる場合は、対面・オンラインに関わらず、一律に休講となります（※4）。
3. 本要項による措置は、自然災害による場合にのみ適用となります。
事故（ストライキ等含む）による鉄道の運休は、この要項の対象外です。
4. 学生の安全確保のため、授業等を休講した場合は、原則として、課外活動も全て活動中止とするとともに、学生の学内施設利用（授業以外の教室等を利用した活動、研究室活動を含む）も禁止とします。
5. 学外における調査や実習等は、警報等が発令されていない地域で実施し、かつ警報等が発令されていない地域を移動して学生が参加できる場合に限り実施することができます。この基準に基づき担当教員が判断し、学生へ実施の可否を周知してください。
6. 休講措置が適用された場合の補講は、調整期間内に行ってください。

※1：「**授業等**」とは、授業及び定期試験を指します。

※2：**基準時点**は、午前の授業等（1～2時限）は午前6：00時点、午後の授業等（3～6時限）は午前10：00時点、工学府産業技術専攻の6時限及び7時限の授業等は午後3：00時点となります。

※3：**休講の基準**は、以下の（1）～（3）となります。

（1）東京都府中市又は小金井市に暴風雨・大雨・暴風雪・大雪等のいずれかの特別警報が発令された場合

（2）府中キャンパスにおいては東京都府中市に、小金井キャンパスにおいては東京都小金井市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が発令された場合

（3）自然災害の影響により、以下の区間で公共交通機関が運休している場合

・府中キャンパスにおいては、JR中央線（新宿－立川駅間）、JR武蔵野線（府中本町－武蔵浦和駅間）及び京王線（新宿－京王八王子駅間又は調布－橋本駅間）のうち2路線以上が運休している場合

・小金井キャンパスにおいてはJR中央線（新宿－立川駅間）が運休している場合

※4：共同教育課程大学（岩手大学、東京外国語大学、電気通信大学、早稲田大学等）及び連合農学研究科の構成大学（茨城大学及び宇都宮大学）で開講される授業等については、各構成大学の方針に従うこととなります。

以上